

第1章 基本的事項

1-1 計画の目的

近年、東日本大震災をはじめとして全国各地で大規模地震や集中豪雨が多発しており、被害も激甚化しています。それらの災害に伴って発生する膨大な量の災害廃棄物は、ライフラインや交通の途絶など多大な影響を及ぼし、生活基盤の再建の妨げとなっています。

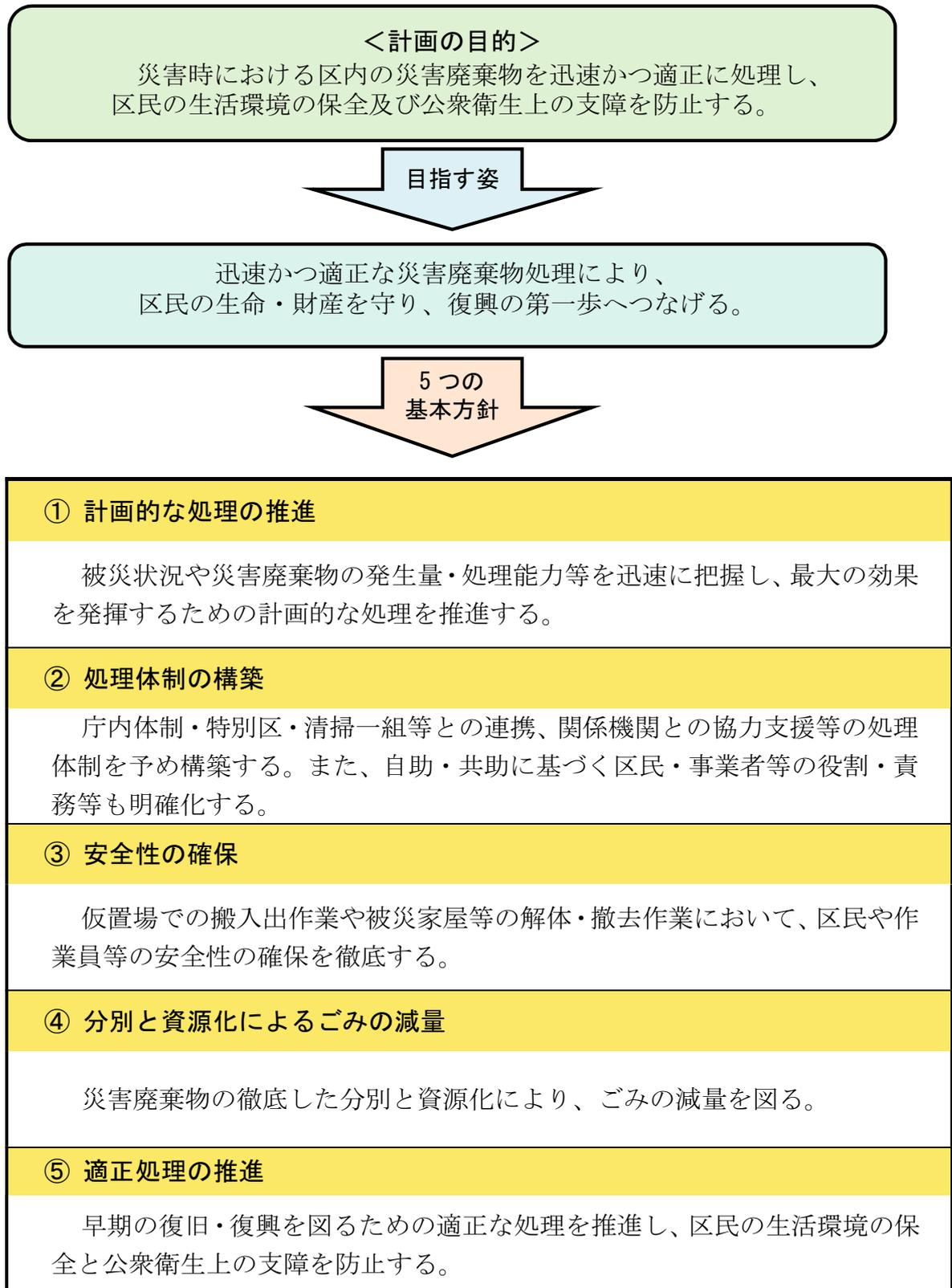
国は、東日本大震災で得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及び災害対策基本法の一部改正（平成27年7月17日公布）、廃棄物処理法の基本方針へ災害廃棄物対策事項を追加する等、地方公共団体における災害対応力強化のための取組みを進めています。平成30年3月には、平成27年9月の関東・東北豪雨災害や平成28年の熊本地震等の災害による多くの教訓を元に「災害廃棄物対策指針」を改定し、実践的な対応につながる事項の充実や平時の備えの充実を図っています。

東京都においても、平成29年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定するとともに、計画の実効性を高めるため、マニュアルの策定に取り組んでいます。また、東京23区（以下、「特別区」という。）においても「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」を策定し、がれき等の処理にあたっては特別区や東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）、都環境局などで構成する「(仮称) 災害廃棄物処理対策本部」を設置し、特別区一体で処理を行う方針を明確化しています。

「足立区災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）」は、上記関連指針・計画等と整合を図りつつ、「足立区地域防災計画」を補完するものとして災害時における区内の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための事項を定め、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止することを目的として策定します。

1-2 災害廃棄物処理に係る基本的な考え方

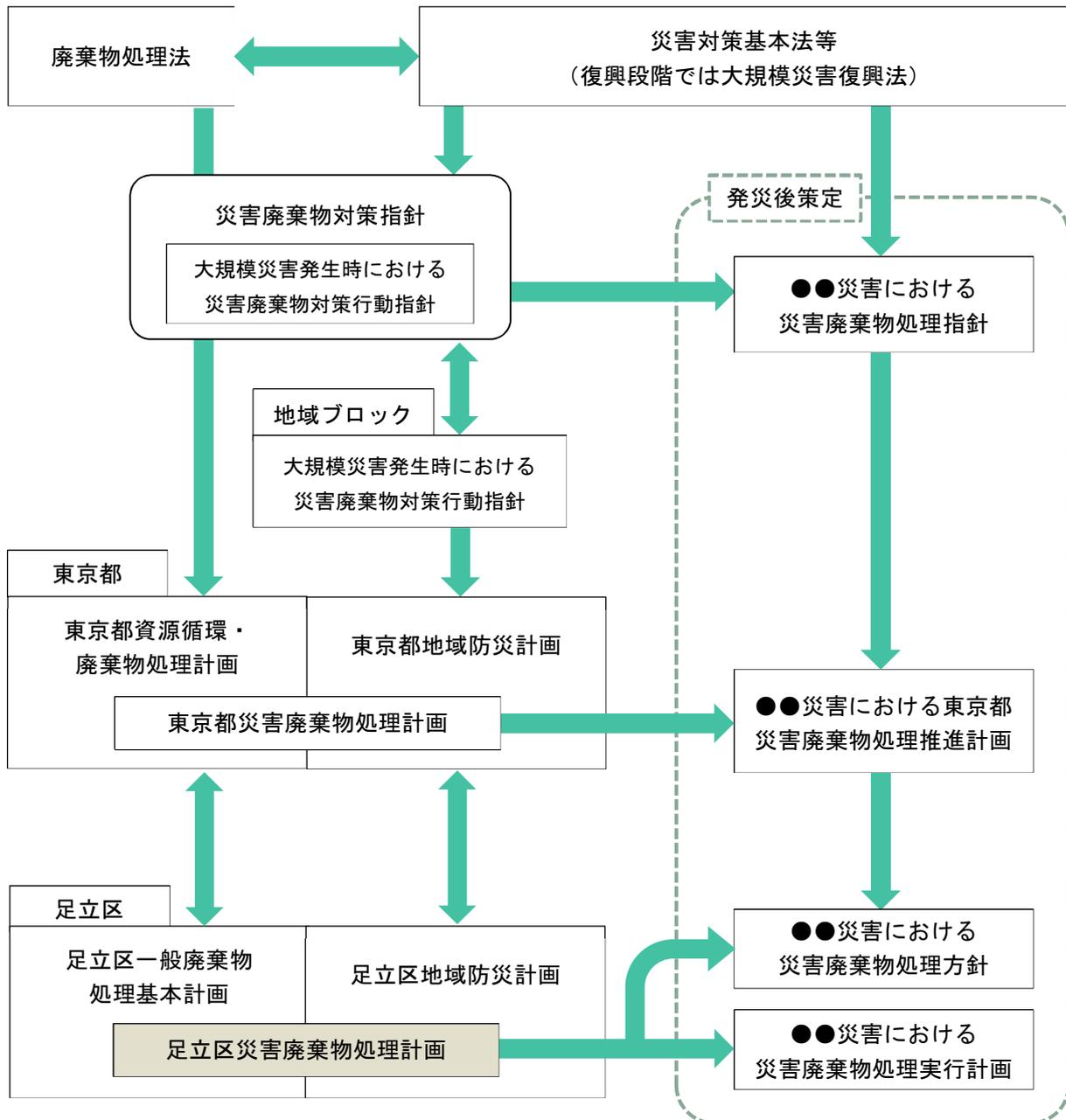
本計画の災害廃棄物処理に係る基本的な考え方は、以下のとおりです。
また、東京都災害廃棄物処理計画において、区市町村が定めるべき処理方針として「発災後3年以内に処理を完了する」とされているため、災害廃棄物の処理期間は概ね3年以内とし、可能な限り早期の処理完了を目指します。



1-3 計画の位置づけ

本計画の位置づけを以下に示します。本計画は、環境省の「災害廃棄物対策指針」に基づき、「東京都災害廃棄物処理計画」や足立区の関連計画等との整合を図り、平常時及び災害時における足立区の災害廃棄物対策について整理しています。

図1-1 計画の位置づけ



1-4 対象とする災害及び想定される被害

本計画では、地震災害、風水害を対象とします。

(1) 地震災害の被害想定

想定される被害は、足立区地域防災計画における「東京湾北部地震」と「多摩直下地震」、「元禄型関東地震」、「立川断層帯地震」に基づきます。

足立区における最大被害は、「東京湾北部地震マグニチュード 7.3（冬の夕方 18 時）」のケースで、ゆれや液状化等による建物全壊は 10,082 棟、地震火災による焼失は 16,124 棟となっています。足立区は、他区と比較して木造建築物が多いため、被害想定が大きくなっています。

図1-2 建物倒壊被害分布：全壊（東京湾北部地震）

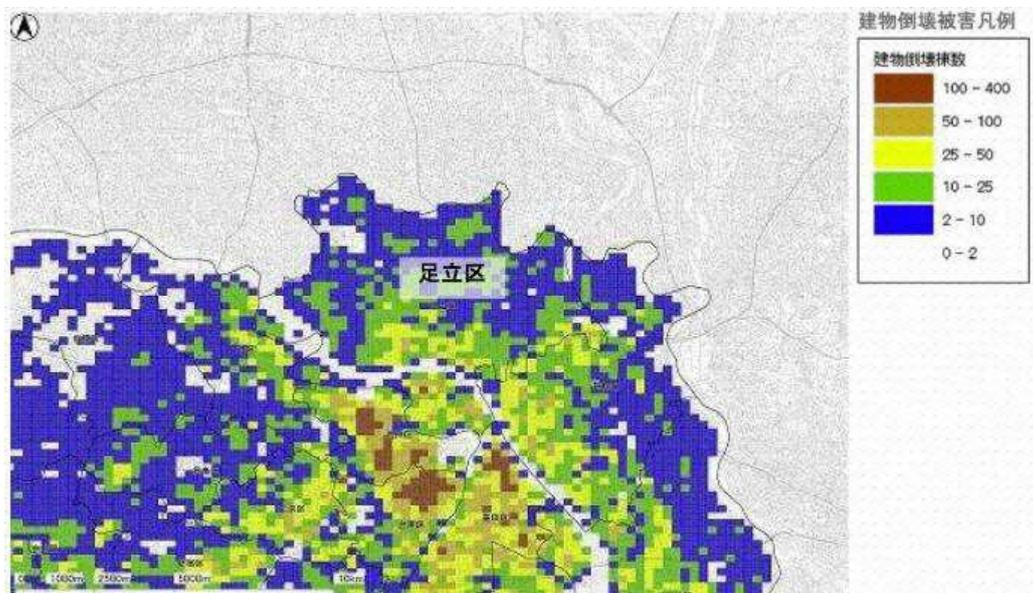
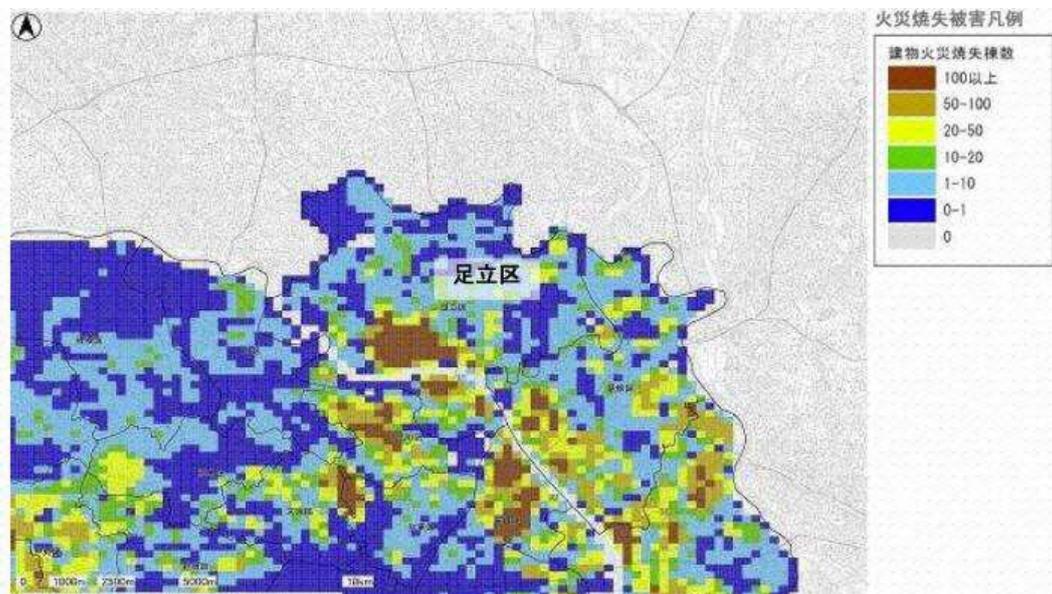


図1-3 建物焼失被害分布（東京湾北部地震）



(2) 風水害の被害想定

「足立区地域防災計画」における風水害の被害想定は、過去被害の大きかった平成3年9月及び平成5年8月の台風を条件に設定されており、床上浸水221件、床下浸水1,109件となっています。

近年、短時間の集中豪雨（ゲリラ豪雨）やこれまでに経験したことのない大雨が各地で発生し、甚大な被害が起きていることから、本計画においては国の洪水浸水想定区域図（平成28年5月公表）における浸水深（浸水域の地面から水面までの深さ）に基づき、被害を想定します。

図1-4 荒川等氾濫時の浸水被害想定

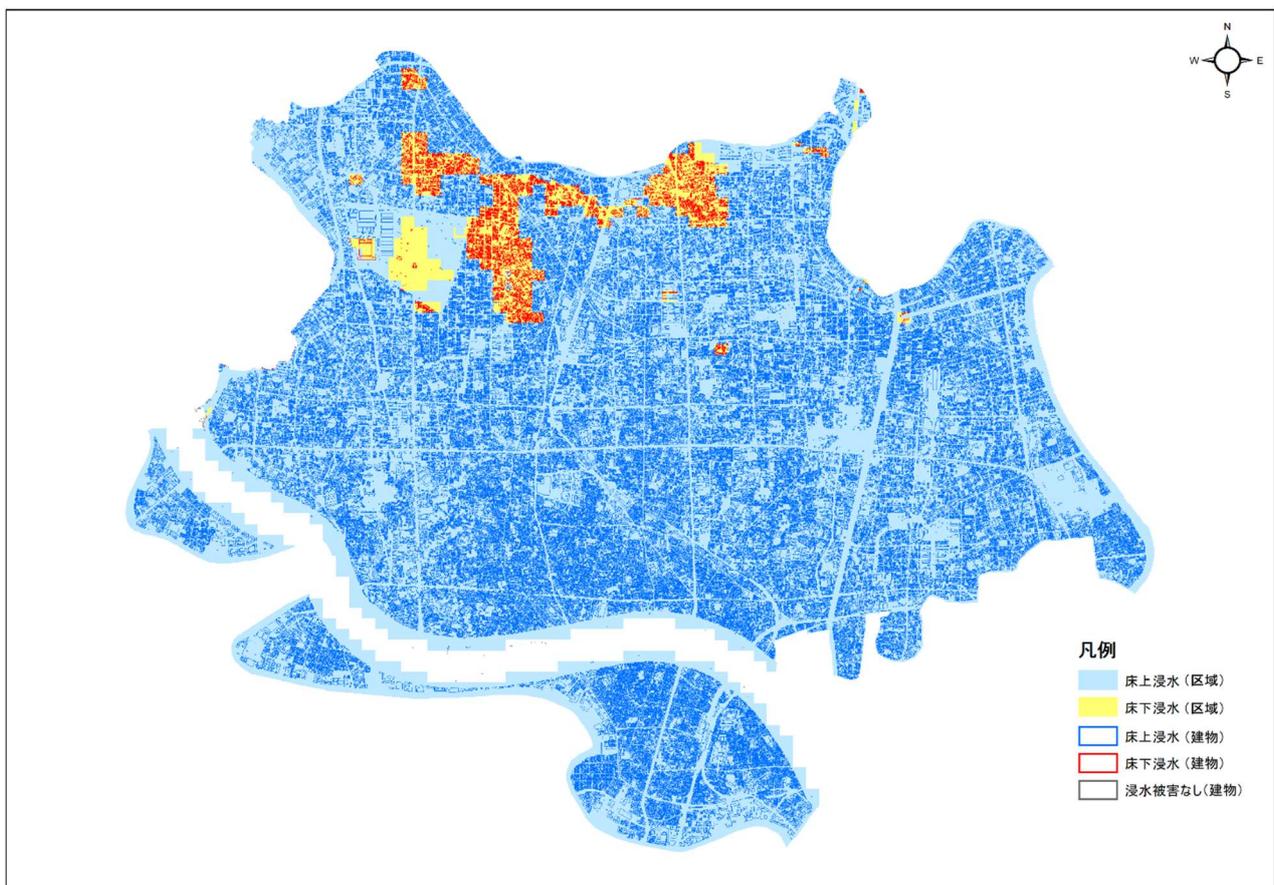


表1-1 荒川等氾濫時の浸水被害想定

被害区分	戸数
床上浸水（浸水深0.5m以上）	155,952
床下浸水（浸水深0.5m未満）	7,176
合計	163,157

※荒川と江戸川の氾濫を想定した江東5区広域避難推進協議会の「江東5区大規模水害ハザードマップ」（平成30年8月公表）の被害想定は、本計画に反映していません。

1-5 対象とする廃棄物

本計画において対象とする災害廃棄物は、建物の被害による「災害がれき」「取扱いに配慮が必要な廃棄物」「生活に伴う廃棄物」とします。

表1-2 対象とする廃棄物の区分

区 分		概 要
災害がれき	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	木くず	柱・梁・壁材などの廃木材
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	その他可燃	繊維類、紙、プラスチック等が混在した可燃性廃棄物
	その他不燃	細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在した不燃性廃棄物
取扱いに配慮が必要な廃棄物	廃家電	被災家屋から排出される家電（家電4品目/小型家電/その他家電製品） ※家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）は、関連法令に基づき処理を行う。
	腐敗性廃棄物	豊や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等
	有害廃棄物・危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車等
	その他処理困難物等	ピアノ、マットレス等の地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石膏ボード等
生活に伴う廃棄物	生活ごみ	被災家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出されるごみ（容器包装、段ボール、衣類等）や使用済み簡易式パケットトイレ
	し尿	仮設トイレ等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

※リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。

図1-5 主な災害廃棄物

	
<p>コンクリートがら</p>	<p>木くず</p>
	
<p>金属くず</p>	<p>その他可燃</p>
	
<p>その他不燃</p>	<p>廃家電</p>
	
<p>腐敗性廃棄物</p>	<p>その他処理困難物</p>

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/

1-6 被害想定に基づく災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物発生量は、地震災害による量が風水害で発生する量を大きく上回ると想定されるため、本計画では、「足立区地域防災計画」における最大規模の被害想定である「東京湾北部地震マグニチュード7.3（冬18時、風速8m/秒）」により推計します。

(1) 災害がれき（被害建物）

足立区における災害がれき発生量は、約335万トンになると推計されます。

表1-3 災害がれき

建物区分	被害区分	被害棟数(棟)	発生量(t)	組成				
				コンクリートがら	木くず	金属くず	その他可燃	その他不燃
木造	全壊	9,357	552,999	262,410	113,275	7,498	21,193	148,623
	半壊	29,230	863,746	735,044	4,403	60,742	7,932	55,625
	焼失	16,124	366,015	215,628	18,616	6,161	3,483	122,127
非木造	全壊	725	451,748	214,364	92,535	6,125	17,313	121,411
	半壊	3,594	1,119,710	952,868	5,708	78,743	10,282	72,109
合計		59,030	3,354,218	2,380,314	234,537	159,269	60,203	519,895

算定方法は資料編46頁参照

(2) 廃家電（4品目）

足立区における家電リサイクル法の対象の廃家電4品目の発生量は、約69万台と推計され、そのほとんどが発災から約3か月の間に集中して排出されます。

表1-4 廃家電（4品目）台数

項目	冷蔵庫	洗濯機	エアコン	テレビ	合計
被害棟数(棟)	42,618				/
1棟当たり世帯数(世帯/棟)	2.345				
1世帯当たりの所有数(台/世帯)	1.108	1.012	2.820	1.940	
廃家電発生量(台)	110,733	101,138	281,829	193,882	687,582

算定方法は資料編47頁参照

(3) 粗大ごみ（生活ごみ）

足立区における粗大ごみは、約8千トンと推計されます。そのほとんどが発災から約3か月の間に集中して排出されます。

なお、被災家庭のごみの発生量は、平常時と同量を想定しています。

表1-5 粗大ごみ（生活ごみ）

項目	数値
平常時の発生量（収集実績）（t／年）	4,416
不燃系ごみの増加率（%）	172.56
粗大ごみ発生量（t／年）	7,620

算定方法は資料編47頁参照

(4) 避難所ごみ

足立区における避難所ごみ発生量は、1日当たり約107トンと推計されます。

表1-6 避難所ごみ

項目	数値
避難所生活者数（人）	182,560
1人1日あたりの排出量（g／人・日） ※粗大ごみ以外の生活系ごみの平成29年度収集実績	583.7
避難所ごみ発生量（t／日）	106.6

算定方法算定方法は資料編48頁参照

(5) し尿

足立区におけるし尿発生量は、1日当たり約53万リットルと推計されます。

表1-7 し尿

項目	数値
避難所生活者数（人）	182,560
断水による仮設トイレ必要人数（人）	131,235
非水洗化区域し尿収集人口（人）	410
1人1日平均排出量（L／人・日）	1.7
し尿発生量（L／日）	534,148

算定方法は資料編48頁参照

(6) その他

次の廃棄物については、関連計画等に基づく発生量の算定方式はありませんが、適正な処理方法等による対応を行います。

ア 腐敗性廃棄物

昼等の腐敗性廃棄物は、一時的な仮置場での保管を行いますが、環境悪化を防止するためにも処理の優先度が高いため、必要に応じて速やかな収集等の対応を行います。また、冷蔵食品等は、区の可燃ごみ収集開始後に、平常時の集積所や避難所等の臨時の集積所への排出を指導します。

イ 有害廃棄物・危険物

有害物質の漏洩等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすこととなります。このため、有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対応を講ずるよう協力を求めます。

医療系廃棄物、太陽光パネル、消火器、ボンベ類等の感染・感電・爆発等の恐れのあるものは、取扱いに注意し、必要に応じて専用容器による保管等の対策を行います。なお、処分については、専門業者や廃棄物処理業者に処理を依頼します。

ウ 廃自動車等

緊急車両の通行や人命救助等の支障となる路上等の被災自動車は、仮置場等へ速やかに移動します。

電気自動車やハイブリッド自動車等、高電圧の蓄電池を搭載した車両を取扱う場合は、感電する危険性があることから、運搬に際しても作業員に絶縁防具や保護具（マスク、保護メガネ、絶縁手袋等）の着用、高電圧配線を遮断するなど、安全性に配慮して作業を行います。

エ その他処理困難物等

通常、適正処理困難物として区での受け入れを行っていない廃棄物については、平常時と同様に販売店や廃棄物処理業者等による引き取りなどを原則とします。

ただし、被災状況により販売店等による引き取りが難しい場合は、環境汚染防止や早期復旧・復興の観点から、区が回収・分別して仮置場等に一時保管し、専門業者や廃棄物処理業者に処理を依頼します。

オ 事業系廃棄物

事業活動に伴う事業系廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、事業者自らの責任において処理することを原則とします。ただし、足立区一般廃棄物処理計画に定める処理基準に該当する小規模事業者の事業系廃棄物については、区が処理する場合があります。

1-7 各主体の役割

足立区内で発生した災害廃棄物は、平常時の一般廃棄物の処理と同様に、区が収集運搬等を行い、清掃一組が破碎・焼却等の中間処理を行います。最終処分の埋め立て処理は、東京都が行います。

各主体の役割は、以下のとおりです。

(1) 足立区の役割

- ・ 災害廃棄物処理に係る体制の構築
- ・ 災害廃棄物処理に係る情報収集
- ・ 処理方針や実行計画の策定
- ・ 一次仮置場の選定、管理運営
- ・ 災害廃棄物の収集運搬
- ・ 災害廃棄物処理に係る区民及び事業者への周知、広報

(2) 東京二十三区清掃一部事務組合の役割

- ・ 清掃工場の強靱化
- ・ 災害廃棄物の適正かつ迅速な焼却・資源化处理

(3) 特別区（清掃一組等を含む共同処理体制）の役割

- ・ 特別区全体の情報収集及び連絡調整
- ・ 特別区全体の共同処理体制の構築及び処理方法等の確立

(4) 東京都の役割

- ・ 災害の被害状況や対応状況等を踏まえた特別区等への技術的支援、各種調整
- ・ 都外への広域処理の調整及び国への支援要請

(5) 区民の役割

- ・ 平常時と同様のごみの分別
- ・ 災害廃棄物処理方針・実行計画に基づいた適正排出
- ・ 収集が開始されるまでのごみの保管
- ・ 区及び東京都が実施する災害廃棄物処理への協力

(6) 事業者の役割

- ・ 事業者処理責任に基づく廃棄物の適正処理
- ・ 区及び東京都が実施する災害廃棄物処理への協力

1-8 庁内組織体制

災害発生時の庁内組織体制は、地域防災計画における災害対策本部の組織図に基づきます。

災害廃棄物（がれき処理）に関する対応等は、環境部と地域のちから推進部が所管し、「がれき部」として各活動にあたります。

図1-6 災害対策本部の組織図（抜粋）

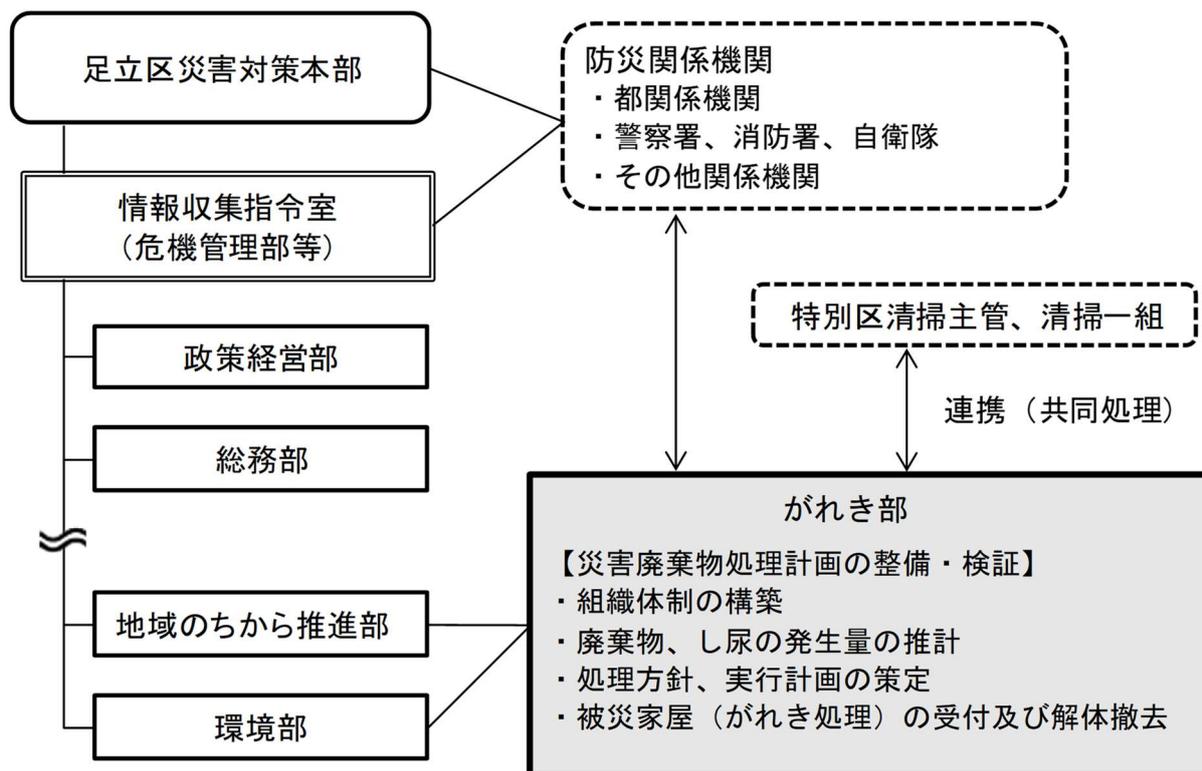


表1-8 がれき部の活動内容（分掌事務）

各部名称	震災発生1日～3日の 応急対策	震災発生4日目以降の 応急対策
環境部	<ul style="list-style-type: none"> がれき部の運営統括 がれきの処理 ごみの処理 し尿の処理 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の応急対策業務
地域のちから推進部	—	<ul style="list-style-type: none"> がれき処理住民受付 (各区民事務所)

1-9 協力・支援（受援）体制

区の職員や資機材だけでは災害廃棄物処理の十分な体制の構築ができない場合、区災害対策本部の調整に基づき、区と事前に締結した協定先の団体やD. Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）等の活用または特別区と連携し、東京都を通じた広域処理の支援を要請します。

図1-7 協力・支援（受援）体制

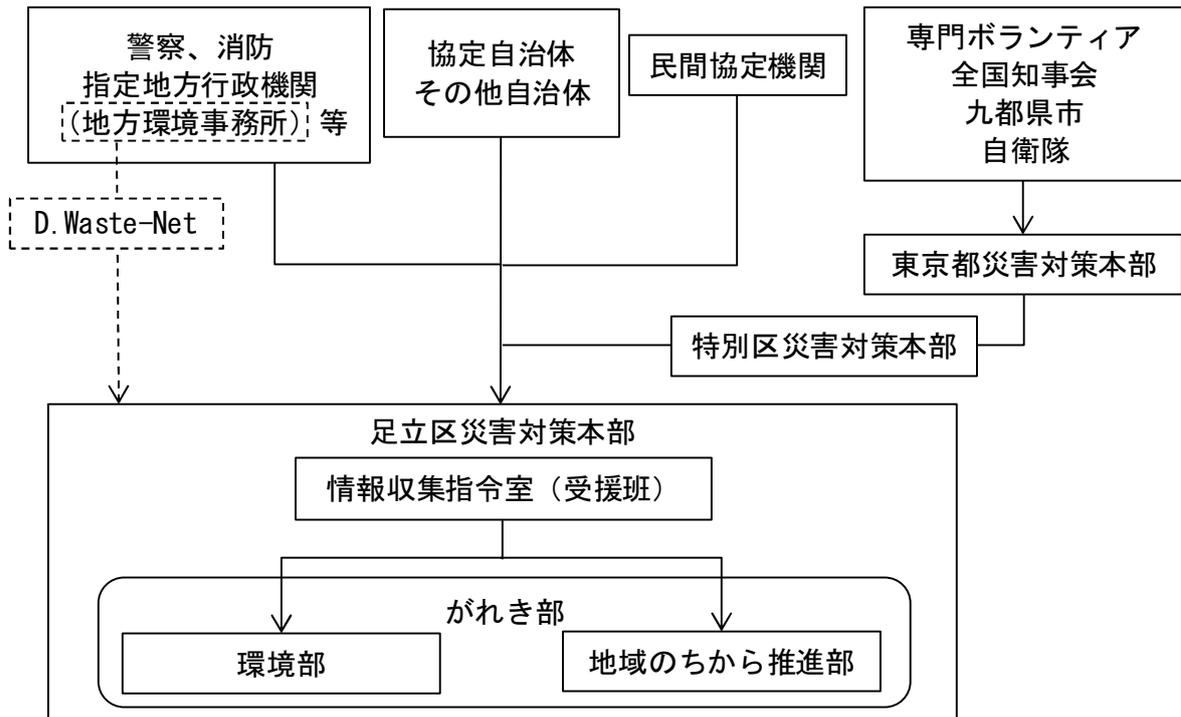
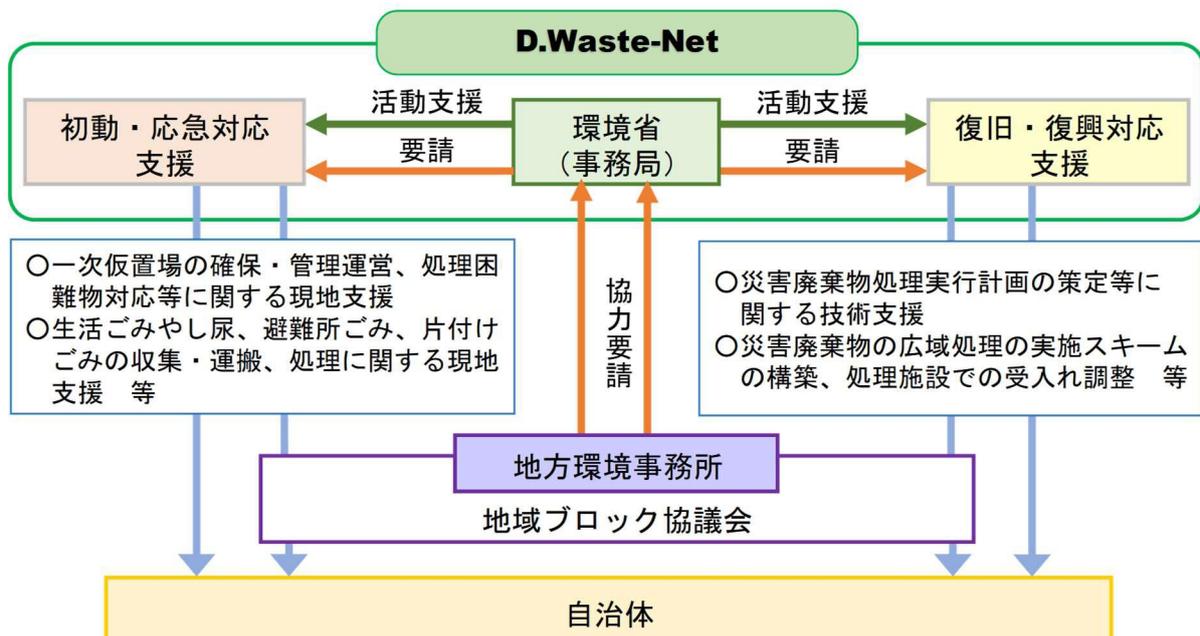


図1-8 災害発生時におけるD. Waste-Netの支援の仕組み



参考：災害廃棄物対策情報サイト（環境省）

1-10 災害廃棄物処理の流れ

発災後は、人命救助が優先される「初動期」、避難所ごみを含む災害廃棄物への対応等が主体となる「応急対策期」、発災以前の状態に戻すための災害廃棄物の処理や再資源化が主体となる「災害復旧・復興期」の各段階があり、それぞれの時期に応じた対応を行います。

表1-9 発災後の時期区分と特徴

時間の 目安	区 分	特徴（対応内容）
発災 ～1 か月	初動期	人命救助が優先される時期（体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保を行う） 避難所生活が本格化する時期（主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する）
～6 か月	応急対策期	人や物の流れが回復する時期（災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う）
～3 年	災害復旧・復興期	避難所生活が終了する時期（一般廃棄物処理の通常業務が進み、災害廃棄物等を本格的に処理する）

第2章 平常時の取組み

2-1 組織体制の強化

区内で発生する災害廃棄物について、迅速かつ適正に処理を進めるため、平常時から関係部が災害発生に備えて取組みを行うとともに、庁内組織、関係行政機関及び協定先の事業者団体等との連携体制を構築します。

特に、大規模災害における通信手段の途絶に備え、防災行政無線やインターネット等の情報伝達手段を確認するとともに、定期訓練を実施します。

表2-1 各部の平常時の取組み

区 分	担当所管	対応内容
災害廃棄物処理 全般	環境部	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理に関する窓口・調整 収集運搬車両等の現況把握 不足するマンパワーや資機材の検証と確保 足立区災害廃棄物処理計画、マニュアル等の整備 区民への周知、啓発 定期防災訓練
災害がれき処理	地域のちから 推進部 環境部	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場候補地の選定や現況把握 廃棄物関連施設や運搬車両等の現況把握 不足するマンパワーや資機材の検証と確保
トイレの確保及 びし尿処理	危機管理部 環境部 都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> 災害用トイレの確保 し尿の収集運搬に関する現況把握、し尿処理運搬手段等の確保 避難者数に応じた生活用水の確保 水再生センターや指定マンホールへの搬入等の処理体制の確保 マンホール用仮設トイレの設置体制の検討 避難所となる学校や公園等への災害用マンホールトイレの設置、雨水貯留槽、防災用井戸等の整備による生活用水の確保 仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等の区民への周知、知識の普及啓発 災害用トイレを利用した各種訓練（設置、利用、し尿搬入等の訓練）

2-2 仮置場候補地の選定

(1) 仮置場の概要

災害廃棄物の確実な分別の実施と最大限の資源化及び適正処理の実現に向けて、発災に伴う災害廃棄物を分別・保管する「一次仮置場」を速やかに開設します。また、「二次仮置場」においては、中間処理に必要な機材を設置し、早期の処理開始を目指します。そのため、一次仮置場の候補地を事前に選定しておくことが重要であり、本計画において、その一覧を記載しました。

ア 一次仮置場候補地の選定

(ア) 本計画では、全区立公園（353 箇所）のうち、災害時活動拠点や不適場所（40 箇所）を除く、313 箇所の区立公園を一次仮置場の候補地とします。

候補地	区立公園（野球場・グラウンド等） 313 箇所 （一次仮置場候補地とする総面積 1,139,631 m ² ） ※資料編 3（1）一次仮置場候補地 50 頁～57 頁を参照
除外地	ヘリコプター離着陸場所、応急仮設住宅設営、応急給水槽拠点等の災害時活動拠点及び土地形状等による不適場所 40 箇所 ※資料編 3（3）一次仮置場除外地 60 頁を参照

(イ) 区立公園以外の一次仮置場

区の廃止施設のほか、都の仮置場確保に関する支援を受け、国・都等の仮置場に適した用地についても、平常時の段階から各管理者と協議のうえ、可能な限り一次仮置場候補地とします。

都立公園については、各災害時活動拠点としての役割（ニーズ）が終了した場所は、必要な一次仮置場を選定します。

荒川河川敷（緑地）については、一次仮置場候補地から除外していますが、国の「荒川防災施設活用計画」の改定の中で、現在、仮置場設置に関する検討が行われています。

※一次仮置場候補地のリスト化

災害廃棄物の迅速な処理を行うため、平常時の段階から候補地リストを作成します。また、候補地の施設・設備の改修や用途変更等に伴い、候補地リストを随時更新します。

イ 二次仮置場

分別した災害廃棄物は、一次仮置場から資源化を行う二次仮置場へ運搬し、種別に応じた処理を行います。なお、二次仮置場の開設場所は、特別区内を原則とし、仮設の処理施設と資源化物一時保管場所等を併設します。

(2) 一次仮置場の種類と主な要件

表2-2 一次仮置場候補地の概要と主な要件

種 類		内 容
一 次 仮 置 場	緊急仮置場	<p>緊急道路障害物除去路線の道路啓開の実施により発生するがれきを仮置き（分別・保管）します。発災時には、優先される人命救助や区内の被害状況を踏まえ、路線の近隣に確保できる一次仮置場候補地（区立公園）の中から30箇所を候補地とします。なお、区民の避難行動が継続している場合等は、適切な避難誘導を行う、または、別の緊急仮置場を利用するなど、緊急度に応じた対応を行います。</p> <p style="text-align: right;">※資料編 58 頁～59 頁を参照</p> <p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急道路障害物除去路線から搬出入が容易な距離であること。 ・ 発災時の災害活動拠点や他の利用ニーズがないこと。
	粗大ごみ・ 廃家電仮置場	<p>家屋の片づけにより発生する粗大ごみ・廃家電を区民が持込み仮置き（分別・保管）します。発災時には、区内の被害状況を踏まえ、仮置場候補地の区立公園の313箇所の中から選定します。</p> <p style="text-align: right;">※資料編 50 頁～57 頁を参照</p> <p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平坦な場所であることが望ましい。 ・ 搬出入等の車両の乗り入れが可能であり、周辺道路の通行も可能であること。 ・ 近隣住民等が安全に搬出入できる場所であること。
	がれき 仮置場	<p>家屋の倒壊や解体によるがれきを仮置き（分別・保管）します。発災時には、区内の被害状況を踏まえ、仮置場候補地の区立公園の313箇所の中から選定します。</p> <p style="text-align: right;">※資料編 50 頁～57 頁を参照</p> <p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平坦な場所であることが望ましい。 ・ 搬出入等の車両の乗り入れが可能であり、周辺道路の通行も可能であること。 ・ 災害ごみの区分が多く分別保管を徹底するため、一定以上の面積を有すること。 ・ 作業員等が安全に作業できる場所であること。
二次仮置場	<p>一次仮置場にて仮置き（分別・保管）したもののうち、仮設処理施設にて破砕等の中間処理を行うものを搬入します。発災時には、特別区内の被害状況を踏まえ、特別区にて必要と判断された場合に、特別区の区域内に設置されます。</p> <p>【主な要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平坦な場所であることが望ましい。 ・ 中間処理を行う期間、がれき等の保管が可能であること。 ・ 二次災害や周辺環境等への影響が小さい地域であること。 ・ 大型車両による搬出入が可能である（段差・障害物がない）こと。 ・ 二次処理を行うことが可能な面積を有すること。 	

図2-1 一次仮置場候補地（区立公園313箇所）

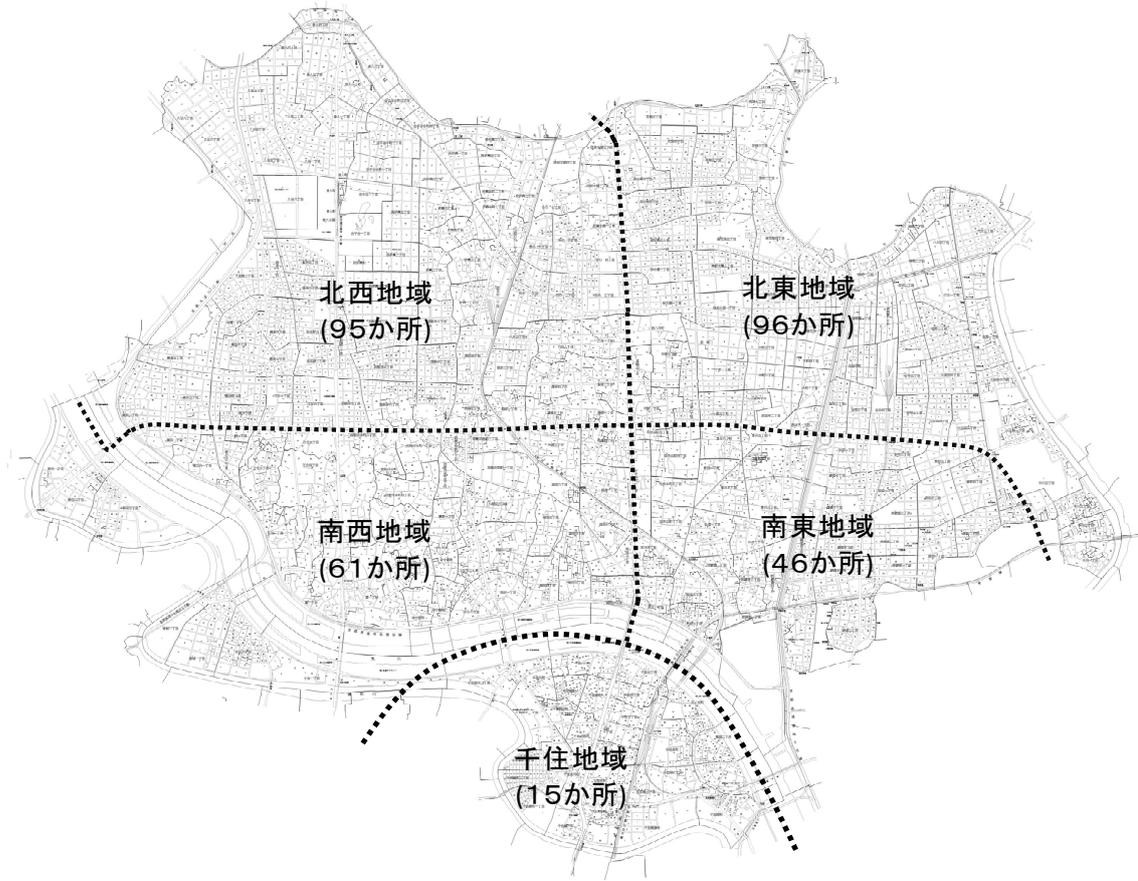


図2-2 緊急仮置場候補地（区立公園30箇所）

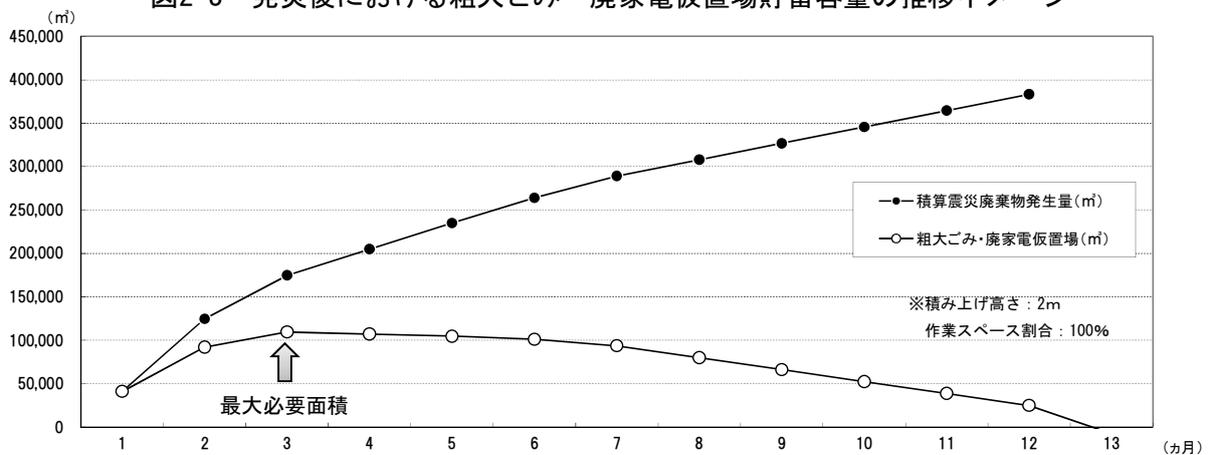


(3) 一次仮置場の必要面積

ア 粗大ごみ・廃家電仮置場の必要面積

各家庭から排出される粗大ごみや廃家電は、いったん粗大ごみ・廃家電仮置場に持ち込むことで、道路上への排出等を抑制します。限られた区域内で仮置場を確保するには、搬入と同時に搬出されることを念頭に算定することで、必要面積を最小限に抑えます。図2-3は、阪神・淡路大震災後の月別ごみ発生量の推移（割合）を用いて、足立区の粗大ごみ・廃家電発生量の推移を示したものです。処理期間を1年間（12か月）と想定した場合、最大は3か月目で必要面積は110,000m²となります。

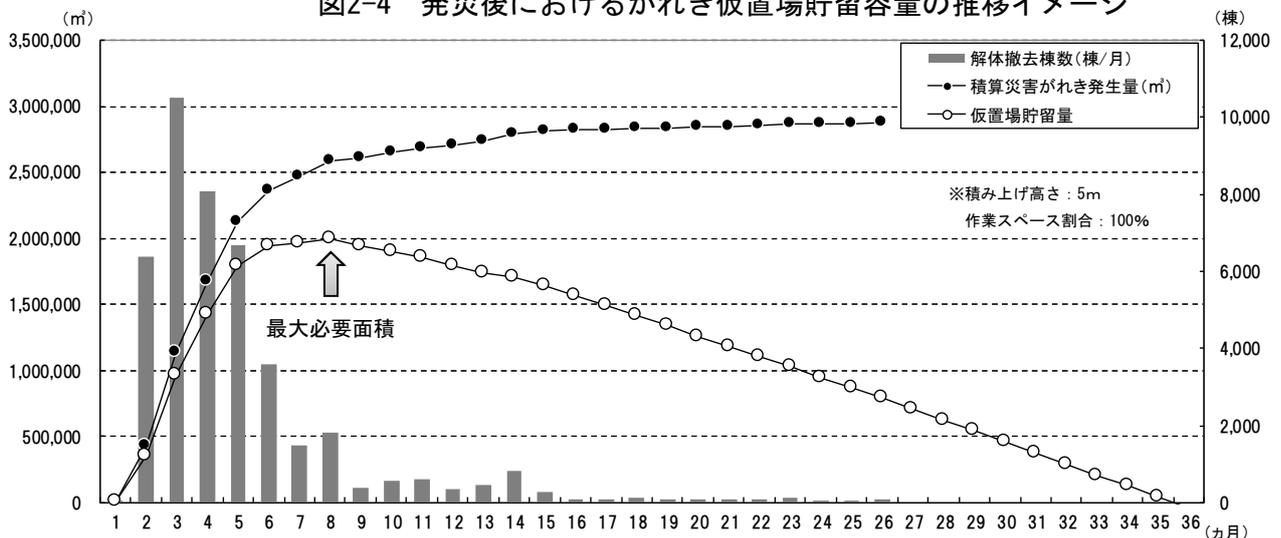
図2-3 発災後における粗大ごみ・廃家電仮置場貯留容量の推移イメージ



イ がれき仮置場の必要面積

粗大ごみ・廃家電仮置場と同様、搬出入の進捗を踏まえて算定することで、必要面積を最小限に抑えることができます。図2-4は、阪神・淡路大震災時の災害発生後の月別解体棟数の推移（割合）を用いて、足立区の震災発生後の解体棟数および災害がれき発生量の推移を示したものです。処理期間を3年間（36か月）と想定した場合、最大は8か月目で必要面積は800,500m²となります。

図2-4 発災後におけるがれき仮置場貯留容量の推移イメージ



2-3 協定の締結及び関係機関との連携

(1) 仮置場の管理・運営等

仮置場の管理・運営を円滑に行うためには、多くの作業員と重機等の資機材が必要となります。区の職員と資機材だけでは十分な管理・運営を行えないため、「足立区地域防災計画（受援計画）」に基づき、受入体制を準備するとともに、手順等のマニュアル化を進めます。

仮置場における区民や作業員の安全、周辺環境の保全等を念頭に、表2-3に示す資材等が必要となるため、がれき部の備蓄として整備していきます。

表2-3 仮置場等の管理・運営において必要な資材

項目	主な対策内容・資材
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業員の安全確保：ヘルメット、軍手、防塵マスク、メガネ、安全長靴（または長靴・中敷き） ・ 場内誘導表示板（動線表示、分別看板） ・ 危険物、有害物質を含む廃棄物の保管に必要な資材（フレコンバッグ等） ・ 不法投棄防止（夜間）のための照明・ゲート施錠
環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌保全：遮水シート、敷鉄板 ・ 騒音・振動の軽減：防音シート ・ 臭気：消臭剤、脱臭剤、防虫・殺虫剤の散布、シート（被覆） ・ 火災、飛散防止：散水設備、ネット（飛散防止）、消火器、防火水槽、小型ポンプ

(2) 携帯トイレ、簡易トイレの確保及びマンホール用仮設トイレの設置

災害時のトイレの確保は緊急を要します。

発災後の3日間は、し尿収集車両の稼動が困難な状況が想定されることから、危機管理部、環境部、都市建設部は、可能な限りし尿収集車両を要しない携帯トイレや簡易トイレ等の確保に努め、不足が見込まれる場合は、「足立区地域防災計画(受援計画)」に基づき、支援を要請します。また、し尿の収集・運搬・搬入場所等の具体的な方法をマニュアル化し、都下水道局と関連する協定事業者とともに共有します。

表2-4 トイレの種類と概要

種 類	概要（上段）と区の対策（下段）
携帯トイレ	<p>持ち運びができ、ビニール袋を洋式便器等にセットして使用します。排泄物は吸水ポリマー等で固形化します。</p> <p>区は、区民や事業者に、最低3日分程度の備蓄を呼びかけるなど、災害時のトイレの重要性の普及啓発を行います。</p>
簡易トイレ	<p>組み立て式の便器でビニール袋をセットし、排泄物は吸水ポリマー等で固形化します。ポータブルトイレともいいます。</p> <p>区は、避難所等に設置するための簡易トイレ本体とトイレトペーパー・消臭剤等の必要数の検討と備蓄を進めます。また、携帯トイレと同様に、備蓄の呼びかけを行います。</p>
マンホール用 仮設トイレ	<p>組み立て式のトイレブースと便器のセットで、便器をあらかじめ公園等に準備された下水道マンホールの上に設置し、下水道へ直接投入します。</p> <p>区は、設置場所・基数等を把握します。また、防災井戸等の整備により生活用水を確保し、仮設トイレ本体とトイレトペーパー等の必要数の検討と備蓄を進めます。</p>
仮設トイレ (便槽型)	<p>組み立て式のトイレブースと便器のセットで、排泄物を便槽に貯留します(便槽型仮設トイレ)。トイレ用水の確保とし尿収集車両による汲み取りが必要となります。</p> <p>がれき部は、し尿収集を実施します。また、区は、防災井戸等の整備により生活用水を確保し、仮設トイレ本体とトイレトペーパー・消臭剤等の必要数の検討と備蓄を進めます。</p>

2-4 区職員等の訓練

迅速かつ適正な災害廃棄物処理の対応にあたるため、本計画を実務化した対応マニュアル等を作成するとともに、環境部を中心とした関係職員の訓練を行います。

また、自助、共助、公助の考え方にに基づき、総合防災訓練等において、区民、事業者、行政の各主体が連携する訓練を行います。

2-5 区民等への周知・啓発

迅速かつ適正に災害廃棄物の処理を行うためには、区の対応だけでなく、区民や事業者の協力が不可欠です。そのため、平常時においても災害廃棄物の推計量や仮置場等の事項を環境イベントや各媒体等を通じて、周知・啓発を行います。

特に、発災直後は人命救助を優先するほか、区内の被災状況に応じた処理方針等によっては、平時のような収集運搬ができないことを想定しておく必要があります。また、家屋の片づけに伴う粗大ごみや廃家電、畳や冷蔵食品等の腐敗性廃棄物の適正な排出方法等を認識することにより、道路上や空き地への不適正な排出または衛生環境の悪化等を防止します。

表2-5 周知・啓発内容

区 分	内 容
災害がれき	<ul style="list-style-type: none"> 発生量や処理方法等の基本的な考え方 仮置場の開設場所及び管理運営等の対応 被災家屋の解体撤去及び仮置場での環境保全対策 被災家屋の解体・撤去等に関する手続き
避難所・生活ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ごみの排出・分別ルール 便乗ごみの排出、不法投棄、野焼きなどの禁止 片付けごみの注意点 仮置場等の利用方法
し尿	<ul style="list-style-type: none"> 携帯トイレ等の家庭における備蓄 仮設トイレ等の設置予定場所 仮設トイレ等の使用方法
その他	<ul style="list-style-type: none"> ごみを出さないために日頃からできること 情報伝達方法（町会・自治会の掲示板、避難所の掲示板、インターネット、ラジオ等） 災害時の問合せ窓口

第3章 災害廃棄物処理

3-1 初動期における時系列取組み

発災後 72 時間は人命救助を最優先とし、緊急車両等の通行に支障となる災害がれきを速やかに緊急仮置場へ搬入します。また、災害廃棄物に関する区の処理方針等を区民や事業者にも周知し、分別や排出方法等の適正処理の協力を呼びかけます。

区民の生命・財産を守り、排出秩序の形成を図るため、災害廃棄物の処理においても初動対応が重要であることから、次の時系列に示す初動期（発災後～1 か月程度）の対応事項を重点的に行います。

表3-1 初動期における時系列取組み【災害がれき等】

区分	初動期			
	発災～24時間	～72時間	～2週間	～1か月
	人命救助活動		人命救助・行方不明者捜索活動	
がれき・家屋等解体撤去	消防・警察・自衛隊等の関係機関との連携 ↓ 道路の被害状況確認 → 道路啓開に伴うがれき撤去・発生状況確認		倒壊危険建物の優先解体 → 解体に伴うがれき等撤去	
緊急仮置場	候補地の被害状況確認、選定 → 道路啓開に伴うがれき等の受入れ	緊急仮置場開設（がれき搬入、管理・運営）		
災害廃棄物処理方針等	家屋等の被害状況確認	がれき等発生量・処理量の推計（随時見直し） → 処理方針の策定 → 実行計画の策定		実行計画の見直し
災害がれき等	候補地の被害状況確認	一次仮置場の必要面積の算定 → 一次仮置場の選定 → 受入に関する合意形成	一次仮置場開設（粗大ごみ・廃家電等の搬入、管理・運営）	
	環境対策 モニタリング 火災対策		環境モニタリングの実施 火災防止対策 飛散・漏水・悪臭・害虫防止対策	
有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮 有害化学物質使用事業所への被害確認		所在・発生量の把握、処理先の確定等 PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの優先的回収	
処理施設（清掃一組等）	処理施設等の被害状況の把握、安全性の確認		稼働可能炉等の運転、災害がれき等の処理受入	
選別・処理・再資源化 （清掃一組、23区共同）			腐敗性廃棄物の優先的処理	
区民等への周知・広報		処理方針等に基づく周知・広報（一次仮置場の開設場所、家屋解体・撤去申請等）		
各種相談窓口の設置				家屋解体・撤去申請受付
国庫補助金の申請	被災状況の把握（写真等の記録）、被災状況の報告			

表3-2 初動期における時系列取組み【生活ごみ・避難所ごみ・し尿】

区分	初動期			
	発災～24時間	～72時間	～2週間	～1か月
生活ごみ・避難所ごみ	避難所の開設状況の確認			
	→ 収集方法の確立			
	→ 収集資機材(車両等)の確認・支援要請			
	避難所ごみ・生活ごみの保管場所の確保			
	→ ごみの発生状況把握と発生量・処理量の推計			
	収集運搬・処理体制の確保(処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定)			
	→ 収集運搬 → 処理施設			
生活ごみ、 避難所ごみ、 し尿	下水道・処理施設等の被害状況の確認			
	→ 仮設トイレ(簡易トイレを含む)、消臭剤や脱臭剤等の確保			
	仮設トイレの必要数の把握			
	→ 支援要請			
	仮設トイレの設置			
	携帯トイレ、仮設トイレの使用			
	→ 収集資機材(車両等)の確認・支援要請			
	→ し尿の発生状況把握と発生量・処理量の推計			
	し尿の処理施設の確保(設置翌日からし尿収集運搬開始:処理、保管先の確保)			
	→ 仮設トイレの使用法、維持管理方法等の利用者への指導(衛生的な使用状況の確保)			
	仮設トイレ等の管理			
	処理施設(清掃一組等)	処理施設等の被害状況の把握、安全性の確認		
→ 稼働可能炉等の運転、ごみ等の処理受入				
選別・処理・再資源化(清掃一組、23区共同)	腐敗性廃棄物の優先的処理			
災害廃棄物処理方針等	処理方針の策定			
	→ 実行計画の策定 → 実行計画の見直し			
区民等への周知・広報	処理方針等に基づく周知・広報(家庭でのごみの一時保管、分別による排出方法等)			
国庫補助金の申請	被災状況の把握(写真等の記録)、被災状況の報告			

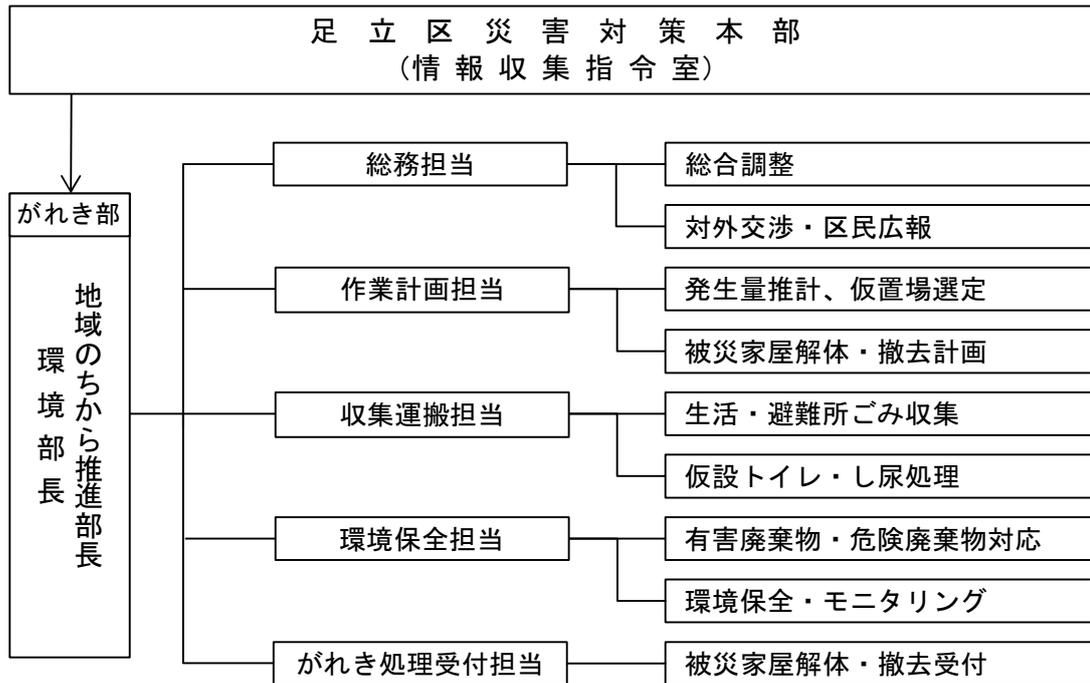
3-2 情報収集と組織体制の確立

(1) 組織体制の確立

災害廃棄物対策に必要な人員を確保し、災害対策本部と連携して組織体制を構築し、指揮命令系統等により各事象に対応します。

被害状況に応じて、庁内での応援や他自治体からの人的・物的支援を災害対策本部に要請します。

図3-1 組織体制



(2) 情報収集による状況把握

発災後、環境部は、災害対策本部を通じて以下の情報を収集します。なお、発災時には電気や交通の遮断、電話の不通等により、情報の収集が困難となることが予想されるため、非常電源や無線等の通信手段を活用します。なお、発災後に参集する区職員は、参集途上において災害状況の把握を行います。

表3-3 情報収集項目

区分	情報収集項目
道路啓開の実施	<ul style="list-style-type: none"> 道路・橋梁の被害状況 緊急仮置場候補地の状況
災害廃棄物発生量の推計	<ul style="list-style-type: none"> 建物の被害状況（全壊・半壊・焼失棟数）
有害廃棄物・腐敗性廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質使用事業所の被害状況 腐敗性廃棄物の発生状況
仮置場の選定	<ul style="list-style-type: none"> 仮置場候補地の状況 必要資材の調達状況
し尿発生量の推計	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道の被害状況 避難所開設状況

(3) 足立清掃事務所の車両・燃料タンク及び特別区との連携

足立清掃事務所では、小型プレス車をはじめ 45 台の車両を保有しており、走行に必要なガソリンや軽油については、平常時にも使用している 20,000 リットルの燃料タンク（給油取扱所）を保有しています。

被災者等の生活に伴う廃棄物の収集・運搬等については、足立清掃事務所の車両や燃料タンク等の稼動状況を始め、各処理施設の被災状況等も速やかに把握し、作業計画担当において効率的な処理方法等の検討を行います。また、特別区内の雇上事業者の被災状況の把握についても、特別区との連携により実施し、小型プレス車や作業員等の確保を図ります。

表3-4 保有車両の種類と台数

車両の種類	台数
小型プレス	19
軽小型貨物	8
軽小型ダンプ	7
新小型ダンプ	1
軽バン	7
連絡車	3
計	45

※参考：災害時の燃料供給に関する協定あり。

(4) 警察、消防、自衛隊との連携

初動期は人命救助活動を最優先とするため、被災状況に応じて、警察、消防、自衛隊への協力を要請します。

また、以下の内容について、災害対策本部を通じた連携を行います。

表3-5 各関係機関との連携内容

連携先	連携内容
警 察	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開に伴う緊急仮置場の利用について 仮置場での資源持ち去りや不法投棄について 貴重品や有価物等の取り扱いについて
消 防	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開に伴う緊急仮置場の利用について 仮置場での火災防止について
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 道路啓開に伴う緊急仮置場の利用について

3-3 災害廃棄物処理方針及び実行計画

(1) 災害廃棄物処理方針及び実行計画の策定

環境省災害廃棄物対策指針に基づき、発災後、区内の被害状況及び災害廃棄物発生状況等を踏まえ、災害対策本部（がれき部）として、「災害廃棄物処理方針」及び「災害廃棄物処理実行計画」を速やかに策定します。

ア 災害廃棄物処理方針の策定

災害廃棄物の初動期対応を進めるため、発災から概ね 24 時間までに災害廃棄物処理の基本的な考え方をまとめた方針を策定します。

《災害廃棄物処理方針の記載事項》

- 1 処理方針
- 2 足立区の被害状況（全壊・半壊・焼失棟数を記載）
- 3 予想される処理対象がれき量
- 4 がれき処理の考え方
 - (1) 処理の優先順位
 - (2) 一次仮置場の早期開設と搬入
 - (3) 処理期間
 - (4) 自区内処理・広域処理の検討
 - (5) 運搬手段
 - (6) 再資源化
 - (7) 分別方法
 - (8) 処理業者の選定
 - (9) 搬出先
 - (10) 健康および環境配慮ならびに安全対策
 - (11) 経費の節減
 - (12) 対策本部との連携

イ 災害廃棄物処理実行計画の策定

上記アの災害廃棄物処理方針（策定）に基づき、発災から概ね 72 時間までに具体的な対応策等をまとめた実行計画を策定します。なお、実行計画は、その後の被災状況や災害廃棄物の処理状況に応じて、随時見直しを行います。

《災害廃棄物処理実行計画の記載事項》

- 1 計画の基本的事項
 - (1) 実行計画策定の目的
 - (2) 計画の位置づけ
 - (3) 役割分担
 - (4) 基本方針（災害廃棄物処理方針を記載）
 - (5) 被災状況及び処理見込量
 - (6) 分別及び処理方法
 - (7) 処理期間
- 2 処理計画
 - 集積計画、運搬計画、受入基準、作業計画
- 3 実施スケジュール
- 4 計画の見直し
- 5 処理フロー

(2) 災害廃棄物処理方針及び実行計画の周知徹底

過去の大災害の事例では、家財道具の粗大ごみや畳等の腐敗性廃棄物等が道路上に溢れ、交通渋滞や公衆衛生の悪化等が深刻な問題となり、復興の妨げとなりました。また、仮置場等においては、不法投棄や便乗ごみ等も確認されており、混合廃棄物等により災害廃棄物の処理が遅れた原因にもなりました。

発災後に災害廃棄物発生量等に応じて区が策定する「災害廃棄物処理方針及び実行計画」は、一次仮置場の開設場所や家庭での一時的なごみの保管の協力等の重要な内容を定めるものであり、区民や事業者に周知徹底を図ります。

さらに、平常時から災害廃棄物処理の重要性を啓発していきます。

3-4 災害がれき等の処理

(1) 一次仮置場の開設

ア 緊急仮置場

緊急仮置場は、道路啓開に伴って発生するがれき・車両等を一時的に保管する目的で開設します。

道路啓開は、緊急車両の通行や人命救助・行方不明者の捜索のため迅速に行う必要があります。このため、被災状況に応じて、緊急道路障害物除去路線の周辺に定めた緊急仮置場候補地（30箇所）から速やかに選定・開設し、情報収集指令室や関係機関等に連絡します。

搬入される災害がれき等は、道路上の除去を最優先に行うため、混合状態での搬入が想定されます。

イ 粗大ごみ・廃家電仮置場

粗大ごみ・廃家電仮置場は、被災した家屋等の片付けに伴って排出される粗大ごみ・廃家電を一時保管する目的で開設します。

粗大ごみ・廃家電は主に区民自らが持ち込むことを想定し、地域の被災状況に応じて開設場所や箇所数を判断します。また、開設期間は粗大ごみの収集体制の復旧を目安として、概ね1年間とします。

ウ がれき仮置場

がれき仮置場は、被災家屋等の解体・撤去に伴うがれき類を一時的に保管する目的で開設します。

がれき類は、一度混合状態になるとその後の分別が困難になり、処理費用の増大や処理期間の長期化、便乗ごみの混入につながります。

がれき類の円滑な処理及び資源化による廃棄物の減量を図るため、分別看板の設置や受付時の確認を行い、分別（コンクリートがら、木くず、金属くず、その他可燃、その他不燃）を徹底します。

図3-2 がれき仮置場 配置図イメージ（左）、熊本地震の一次仮置場（右）



写真出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/

(2) 仮置場の管理・運営

一次仮置場では、受付、分別指導、重機等を用いた山積みの廃棄物の整地等が必要になります。これらの運営に必要な人員・資機材の確保にあたっては、「足立区地域防災計画（受援計画）」に基づき、ボランティアや各種関係機関への支援を要請します。

また、各種災害ごみの処理の進捗に応じて、仮置場面積の過不足を把握し、候補地の追加や集約を検討します。なお、区立公園等での一次仮置場の役割が終了した場合は、原状回復を行います。

表3-6 一次仮置場での主な管理・運営

項目	対応（対策）
搬入・搬出管理	<ul style="list-style-type: none"> 搬入された廃棄物の確認及び受付（便乗ごみの防止） 種別ごとの搬入・搬出量（車両の台数）等の記録
徹底した分別と適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 徹底した分別の指導（混合状態の防止） 不法投棄や資源ごみの持ち去り等の警備
火災防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な温度や可燃性ガスの濃度測定 消火器等による消火活動及び消防署への通報
安全管理	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の積み上（高さ）の指導 搬入出車両の誘導 搬入出車両の集中による交通渋滞の対応 （作業員の応援要請）
環境保全対策	定期的な環境モニタリング （31頁 表3-7参照）

(3) 環境保全対策、モニタリング

大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境に対する主な対策を表3-7に示します。災害廃棄物処理においては、被災家屋等の解体・撤去、収集運搬、仮置き、分別等の各段階において、環境への影響を最小とし、公衆衛生の確保に努める必要があります。特に、有害物質や危険物等が混在する災害廃棄物の仮置場では、周辺環境だけでなく、作業員や近隣住民の健康への影響、労働災害の予防措置のための環境モニタリングを実施し、周辺環境への影響等が大きいと考えられる場合は、さらなる対策を講じて影響を最小限に抑えます。

また、災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて調査項目等についても見直し・追加を行います。

表3-7 災害廃棄物処理に係る主な環境保全対策

項目	環境影響	対応（対策）
大気	<ul style="list-style-type: none"> 解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散 石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散 災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な散水の実施 保管、選別、処理装置への屋根の設置 周囲への飛散防止ネットの設置 フレコンバッグへの保管 搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制 運搬車両の退出時のタイヤ洗浄 収集時分別や目視による石綿分別の徹底 作業環境、敷地境界での石綿の測定監視 仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> 撤去・解体等処理作業に伴う騒音・振動 仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動の機械、重機の使用 処理装置の周囲等に防音シートを設置
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 P C B等の有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> 腐敗性廃棄物の優先的な処理 消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等
水質	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に遮水シートを敷設 敷地内で発生する排水、雨水の処理 水たまりを埋めて腐敗防止

出典：環境省災害廃棄物対策指針 技術資料 1-14-7「環境対策、モニタリング、火災防止対策」

3-5 避難所・生活ごみ及びし尿の処理

(1) 避難所・生活ごみ対策

発災後は、被災状況や避難所の開設状況を踏まえ、避難所ごみ及び生活ごみの発生量を推計し、災害廃棄物処理実行計画に反映するとともに、災害対策本部、特別区及び関係機関等に情報提供します。

避難所ごみの排出は各避難拠点、生活ごみの排出はごみ集積所を原則としますが、被災による清掃一組の処理施設の停止やごみ集積所が利用できない場合は、臨時集積所として、避難所または一次仮置場への排出・保管を検討します。

また、生ごみ等の腐敗性廃棄物については優先的に収集するなどの対応を検討します。不燃ごみや資源ごみ等、衛生面に支障のない生活ごみについては、家庭で保管するよう区民に対して協力を要請するとともに、排出する際の分別の徹底を呼びかけます。

(2) し尿対策

発災後は、下水道の被災状況や避難所の開設状況等を踏まえ、し尿のくみ取り量を推計し、実行計画を策定します。

し尿処理にあたっては、協定事業者を活用し、また、特別区との連携により、し尿収集車両と作業員の確保を図ります。

なお、収集したし尿は、都下水道局との覚書に基づき、水再生センター及び指定のマンホールへ搬入・処理します。

3-6 収集運搬

被災家屋の解体・撤去等に伴う災害がれきについては、主にダンプトラックにより仮置場や処理施設へ運搬します。

生活ごみ、避難所ごみ、し尿については、区が所有する直営車両と委託事業者の雇上車両等を使用します。また、協定を締結している民間事業者等の活用も検討します。必要とする車両台数や作業員等の確保が困難な場合は、特別区や清掃一組等で設置する「(仮称)特別区災害廃棄物処理初動対策本部」が区の要請内容を取りまとめ、東京都へ広域支援を要請し、収集車両や作業員等の確保に努めます。

なお、収集運搬は道路の復旧状況、通行止め、片側通行等の交通規制の状況に応じて、効率的なルート、収集エリア等を検討します。

表3-8 必要な収集運搬車両台数(例)

区分	運搬	想定条件	必要台数(最大)
災害がれき	一次仮置場から二次仮置場または中間処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 1日2回運搬、1か月のうち25日稼働する。 10t車により運搬する。 	195台/日
粗大ごみ・廃家電	一次仮置場から二次仮置場または中間処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 1日2回運搬、1か月のうち25日稼働する。 10t車により運搬する。 	6台/日
簡易トイレ処理物	設置場所から焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> 1日2回運搬する。 2t車平ボディにより運搬する。 	12台/日
仮設トイレのし尿	設置場所から処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 1日2回運搬する。 4t車バキューム車により運搬する。 	67台/日

※ 必要台数は、1日の運搬回数や稼働日数、車両の大きさの条件により変動します。

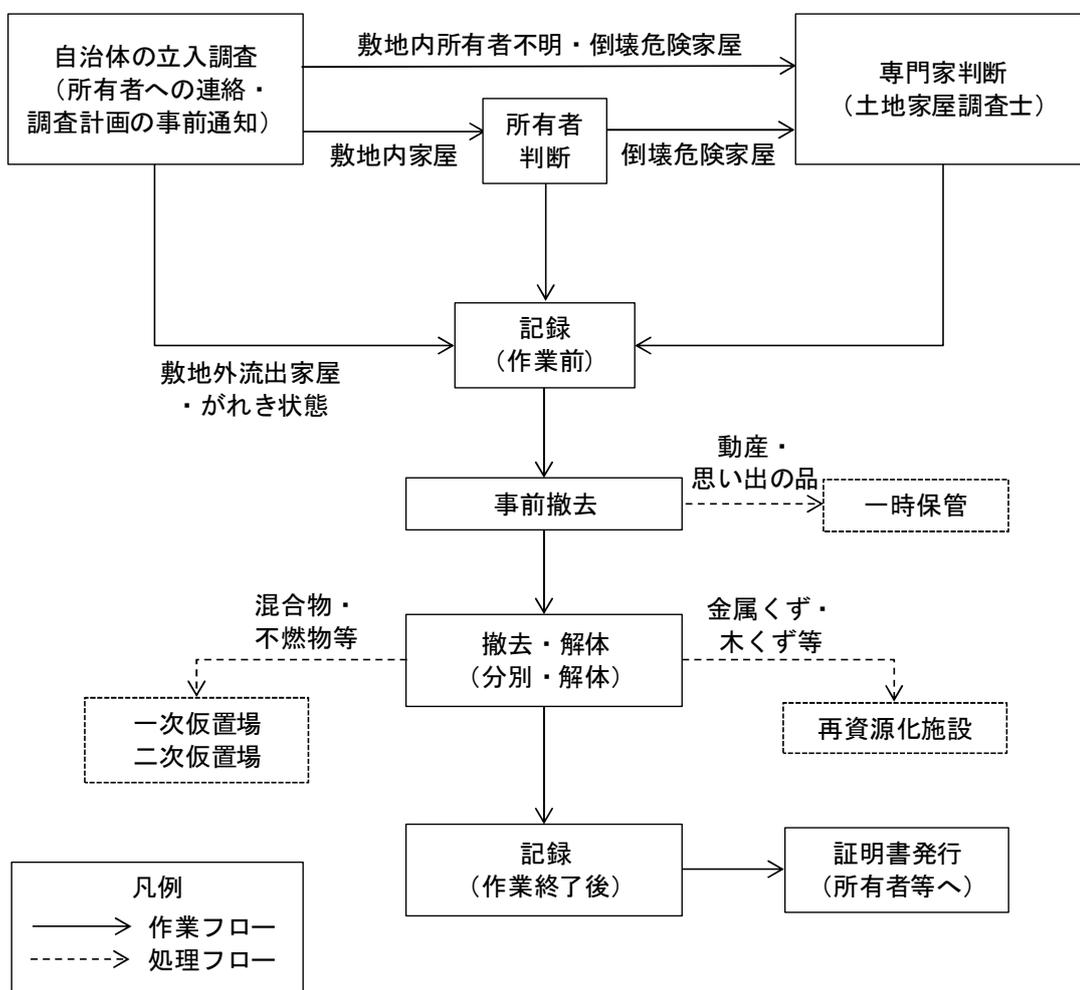
3-7 倒壊家屋等の解体・撤去

被災家屋の解体・撤去に伴う災害廃棄物は、本来私有財産であり、原則として所有者の責任において行う必要があります。

ただし、極めて甚大な被害が生じた場合は、特例として被災家屋の解体・撤去費用等が国庫補助の対象となることがあります。区の事業として被災家屋の解体・撤去及び災害廃棄物の処理を行う場合（公費解体）は、所有者の申請に基づき、関係所管と連携して実施するとともに、解体現場の段階から可能な限り分別を行います。

解体・撤去にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」に準じて行います。

図3-3 倒壊家屋撤去作業及び廃棄物処理フロー



参考：環境省災害廃棄物対策指針（技術資料 1-15-1 損壊家屋等の解体・撤去と分別にあたっての留意事項）

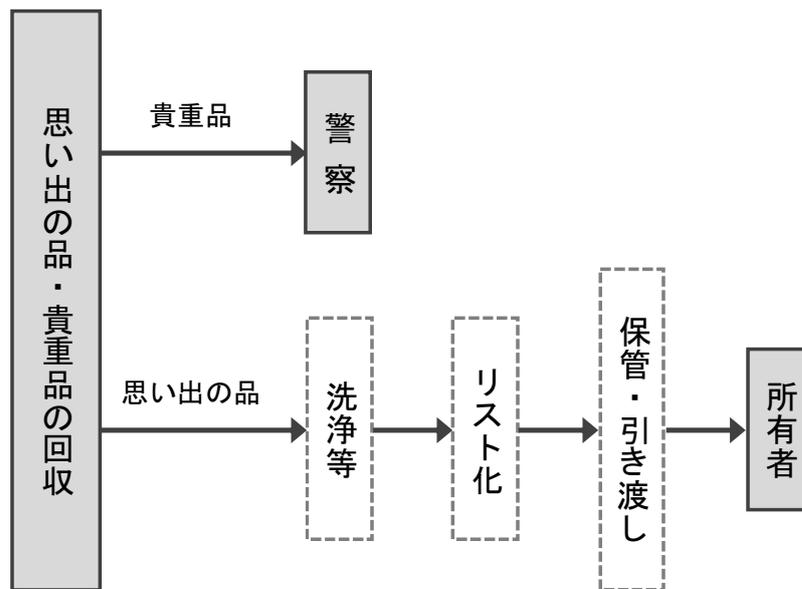
3-8 思い出の品・貴重品への対応

被災家屋内やがれきの中から発見されるアルバム等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）、所有者等が不明な貴重品は、区で一時的、または別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供します。

思い出の品等としては、アルバム、写真、位牌、手帳、金庫、貴重品（財布、通帳、印鑑、貴金属）等が想定されます。貴重品を回収した場合は、拾得場所・日時等を記録し、速やかに警察に届けます。

発災直後は、思い出の品・貴重品の回収量が増えることが想定されるため、早急に保管場所を確保し、土や泥等を洗浄、乾燥したうえで、発見場所・品目等が分かる管理リストを作成するなど、保管・管理体制を整えます。また、品物によっては、個人情報も含まれる可能性もあるため、保管・管理は厳重に行います。

図3-4 思い出の品・貴重品の取扱い



参考：環境省災害廃棄物対策指針（技術資料 1-20-16 貴重品・思い出の品の取扱い）

3-9 国庫補助金の申請

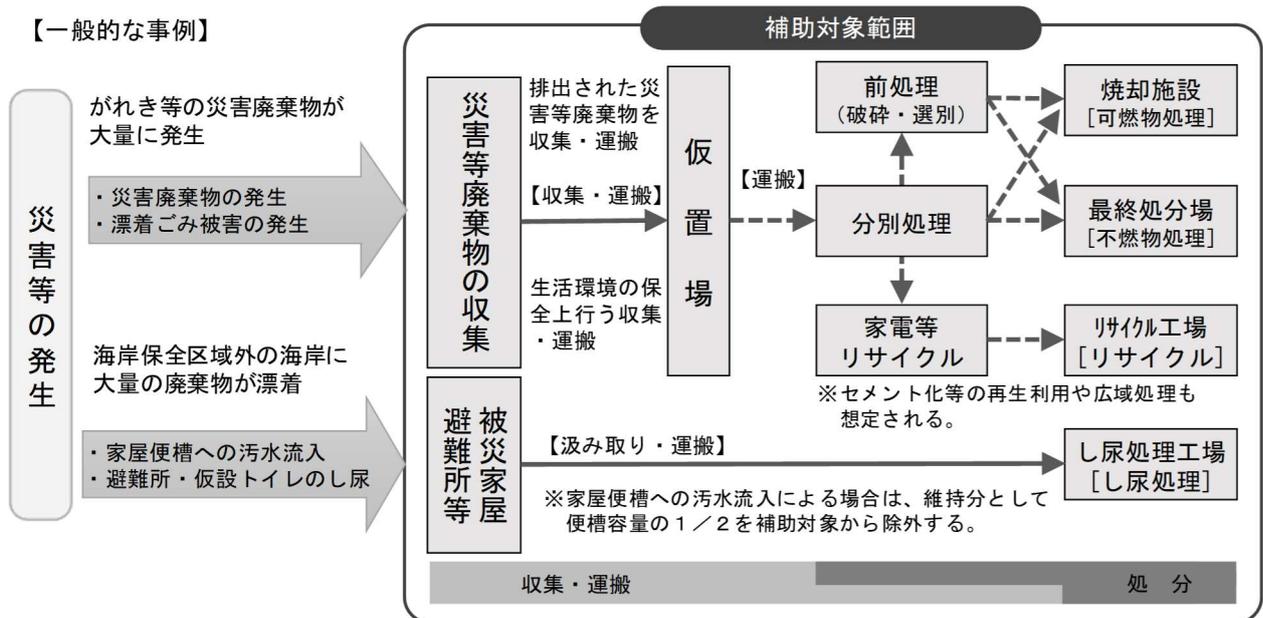
大規模災害が発生した場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第22条の規定に基づき、市町村が実施する災害等廃棄物の処理に係る費用について「災害等廃棄物処理事業費補助金」により国が財政的な支援を行うとされています。

補助金申請にかかる書類作成においては、災害等の状況や事業費見込み額等を記載した災害報告書及び添付資料として被災写真、地図、災害廃棄物の推計発生量、事業費算出内訳の根拠資料等の様々な書類提出が求められます。そのため、土木・建築・財政部門の経験ある職員の活用やコンサルタント事業者への委託も検討します。

表3-9 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

事業主体	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業 特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの）等。
補助率	1/2
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> 指定市：事業費 80 万円以上、市町村：事業費 40 万円以上 降雨：最大 24 時間雨量が 80 mm 以上によるもの 暴風：最大風速（10 分間の平均風速）15m/sec 以上によるもの 高潮：最大風速 15m/sec 以上の暴風によるもの等
その他	自治体負担分の 1/2 に対し、8 割を限度として特別交付税の措置がなされる。

図3-5 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象範囲



参考：環境省災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）

3-10 初動期以降の時系列取組み

災害発生後の初動期（発災～1か月程度）以降、災害廃棄物の処理完了を想定している3年後までの時系列取組みを以下に示します。

災害廃棄物の処理を継続するとともに、災害廃棄物の発生量の見直しを適宜実施し、処理量の進捗や各避難所の閉鎖等に応じて、一次仮置場や収集運搬ルートを集約するなどにより、早期の復旧・復興を目指します。

表3-10 初動期以降の時系列取組み【災害がれき等】

区分	応急対策期		災害復旧・復興期	
	1か月～3か月	～6か月	～1年	～3年
	処理体制の確立・適正処理		適正かつ迅速な処理対応の実施	
災害がれき等	がれき・家屋等解体撤去	倒壊危険建物の解体(継続) 解体に伴うがれき等撤去(継続)		
	災害廃棄物処理方針等	災害がれき等発生量・処理量の推計(随時見直し) ↓ 処理方針・実行計画の見直し(随時)		
	収集運搬	収集運搬の実施(継続)		
	緊急仮置場	一次仮置場としての搬入、管理・運営(継続)、過不足の確認		→ 集約、復旧
	がれき仮置場 粗大ごみ・廃家電仮置場 一次仮置場(足立区) 二次仮置場(23区共同)	一次仮置場への搬入、管理・運営(継続)		
		一次仮置場の必要面積の算定(見直し) → 一次仮置場の候補地の選定～受入に関する合意形成、過不足の確認		→ 集約、復旧
		二次仮置場の開設(がれき搬入、管理・運営)		→ 集約、復旧
	環境対策 モニタリング 火災対策	環境モニタリングの実施(継続) 火災防止対策(継続) 飛散・漏水・悪臭・害虫防止対策(継続)		
	有害廃棄物・危険物対策	所在、発生量の把握、処理先の確定等 PCB、トリクロエレン、フロンなどの優先的回収(継続)		
	処理施設(清掃一組等)	稼働可能炉等の運転、災害がれき等の処理受入(継続)		
	区民等への周知・広報	処理方針・実行計画に基づく周知・広報(継続)		
	各種相談窓口の設置	家屋解体・撤去申請受付(継続) → 解体の実施・がれき等の搬出		
	国庫補助金の申請	書類作成・提出		→ 処理事業の終了後(目途がたった場合)、災害査定の実施 <small>災害復旧制度では「年災」の考え方を採っており、その年に発生した災害の災害査定は原則その年に実施する。年内に目途がつかない場合は、見込みをもって査定を行う。</small>

表3-11 初動期以降の時系列取組み【生活ごみ・避難所ごみ・し尿】

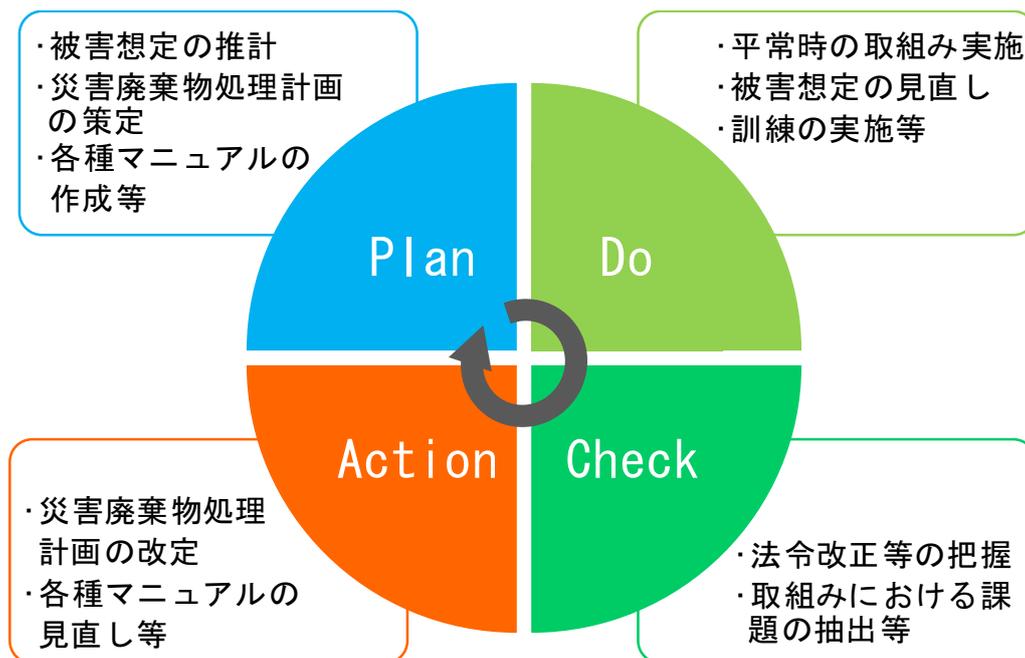
区分	応急対策期		災害復旧・復興期	
	1か月～3か月	～6か月	～1年	～3年
生活ごみ・避難所ごみ	避難所の閉鎖状況の確認			
	↓			
	収集方法の見直し			
	→ 収集資機材(車両等)の確認・支援終了の検討			
	避難所ごみ保管場所の集約、生活ごみの平常回収の回復			
	↓			
	→ ごみの発生状況把握と発生量の推計(随時見直し)			
↓				
収集運搬(継続)				
↓				
処理施設(継続)				
↓				
感染性廃棄物の対策(継続)				
生活ごみ、 避難所ごみ、 し尿	仮設トイレ(簡易トイレを含む)、消臭剤や脱臭剤等の確保			
	↓			
	仮設トイレの過不足の確認、集約・閉鎖			
	→ 収集資機材(車両等)の確認、リース・借用資材の返却			
	仮設トイレ等の管理			
	↓			
し尿の収集運搬(継続)				
↓				
処理施設での処理(継続)				
処理施設(清掃一組等)	稼働可能炉等の運転、ごみ等の処理受入(継続)			
災害廃棄物処理方針等	実行計画の見直し(随時)			
区民等への周知・広報	処理方針・実行計画に基づく周知・広報(継続)			
国庫補助金の申請	書類作成・提出		→ 処理事業の終了後(目途がついた場合)、災害査定の実施	
			<small>災害復旧制度では「年災」の考え方を採っており、その年に発生した災害の災害査定は原則その年に実施する。年内に目途がつかない場合は、見込みをもって査定を行う。</small>	

第4章 進行管理

災害の発生に備えて本計画の実行性を高めるため、計画を策定するだけでなく、平常時の取組みを実施する中で課題を抽出します。

その課題を踏まえ、重点的に対策が必要な部分については充実を図り、本計画等の見直しを行います。

図4-1 PDCAサイクルのイメージ



4-1 計画（Plan）

（1）被害想定 の 推計

災害廃棄物対策指針や東京都の災害廃棄物にかかる計画、「足立区地域防災計画」等に基づき、コンクリートがら等の災害がれき、避難所ごみ、し尿といった災害時に発生する災害廃棄物の見込み量を推計します。

（2）災害廃棄物処理計画の策定

災害の発生に伴う災害廃棄物の迅速かつ適正な処理の実現のため、本計画を策定します。

策定にあたっては、災害時の組織体制や平常時の取組み、各主体の役割等、災害廃棄物にかかる事項について、上位計画である「足立区地域防災計画」等に準じて定めます。

(3) 各種マニュアルの作成

膨大な業務の発生や情報の混乱等が予想される発災時において、各職員が速やかに災害廃棄物処理に関する業務を遂行するため、災害廃棄物処理の具体的な実施内容やタイムスケジュール等を定めた「(仮称) 災害廃棄物処理マニュアル (以下、「マニュアル」)」を作成する必要があります。

特に、一次仮置場候補地である区立公園内の災害トイレ、防火水槽等の場所を調査し、一次仮置場選定にあたっての優先順や周辺住民の迷惑を極力少なくするためのレイアウト等を掲載したマニュアルを作成します。

なお、作成にあたっては、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」や今後策定される東京都の「東京都災害廃棄物対策マニュアル (仮称)」を踏まえて作成します。

(4) 各種関係団体との協定締結の検討

仮置場の管理・運営や被害家屋の解体作業等については、多くの作業員と時間等を要します。

災害廃棄物処理対策の強化を図るため、民間事業者等の関係団体と協定の締結を検討します。

4-2 実行 (Do)

(1) 平常時の取組み

第2章「平常時の取組み」に記載している事前に取り組むべき内容に基づいて、各主体が実施します。区は率先して取り組むとともに、事業者や区民による取組みを推進するための働きかけを行います。

(2) 被害想定の見直し

災害廃棄物の発生量は、「足立区地域防災計画」等に基づいて推計しています。そのため、想定が見直された場合には、本区の災害廃棄物発生量等の被害想定も見直す必要があります。

(3) 訓練の実施

本計画や「マニュアル」に基づく区職員の訓練や研修等を実施します。訓練や研修では、本計画及びマニュアルの実効性を検証するとともに、区職員の知識や技術の向上を目指します。

また、区民や事業者の訓練等において、災害廃棄物の発生量や仮置場等の事項を周知し、災害廃棄物処理に関する意識高揚と関係機関の連携を深めます。

4-3 評価（Check）

（1）法令改定等の把握

関係法令の改定や東京都における方針、関連計画等の動向については、常時把握に努めます。また、他地域で実施された災害廃棄物処理について、対応状況や発生した問題等の情報を収集し、本区の計画や各種マニュアルに取り入れるべき事項やノウハウ等について検討します。

（2）取組みにおける課題の抽出

平常時の取組みを行う中で、現在の計画やマニュアル等で不足している事項や対策を抽出します。また、区職員による訓練や研修、区民や事業者との訓練を振り返り、その中で挙げられた課題を整理します。

4-4 改善（Action）

（1）災害廃棄物処理計画の改定

災害廃棄物計画の平常時の取組みの実施及びそれらの評価を踏まえ、改定すべき事項や内容を更新します。本計画の改定は、法令等の改定時に実施し、改定が行われない場合でも定期的に見直しを行います。

（2）各種マニュアルの見直し

資機材の保有数の更新、体制の変更等の状況変化や各種訓練等を通して得られた見直すべき事項について、各種マニュアルに適宜反映し、関係者間での共有を図ります。

また、協定を締結している事業者や団体のリスト、協定内容については、定期的に更新し、最新の情報が反映されたデータを保持します。